

令和5年10月1日から

消費税のインボイス制度が始まりました！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント



事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、**インボイス（適格請求書）**が必要になります。



免税事業者とインボイス発行事業者の登録をしていない課税事業者は、インボイスを発行できません。

課税事業者の方は…



- ▶ インボイス発行事業者となるためには、**税務署への登録申請が必要**です。

免税事業者の方は…



- ▶ 販売した家畜や飼料等について、**免税事業者はインボイスを発行できないため、課税事業者は仕入税額控除ができません。**

例えば…、家畜市場における家畜取引については、**購買者（ほとんどが課税事業者）が仕入税額控除できないため、免税事業者が出荷する家畜のせり価格に影響が生じる可能性があります。**

- ▶ 制度開始から3年間は、免税事業者からの仕入れについても80%の控除が可能など、一定期間の経過措置があります。

- ▶ 免税事業者の方は、**こうした経過措置やご自身の経営実態、取引先の意向も踏まえて、登録を受けるかをご検討ください。**

インボイス制度開始後の取引きのイメージ（肉用牛における事例）

繁殖経営・酪農



免税事業者



肉用牛肥育経営



課税事業者

仕入税額控除
ができない

産地食肉センター



課税事業者

仕入税額控除
が可能

納付する消費税の計算方法（差し引く計算が仕入税額控除）

売上げの消費税額－仕入れや経費の消費税額＝納付する税額

登録を受けることを検討中の免税事業者の方へ

- 登録を受けると、課税事業者として、消費税の申告義務が生じます。
- この場合、事務負担を軽減するために簡易課税制度を選択することができます。

➡ 免税事業者からインボイス発行事業者となった方には、以下の＜インボイス制度開始後の経過措置＞のとおり、更に負担が軽減される特例もあります。

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

売上の消費税額 - (売上の消費税額 × みなし仕入率) = 納付する税額

売上税額の3割

- ・売上税額から消費税の納付額の計算が可能
- ・飲食料品の譲渡に係る事業を除く農林水産業の「みなし仕入率」は70%

＜インボイス制度開始後の経過措置＞

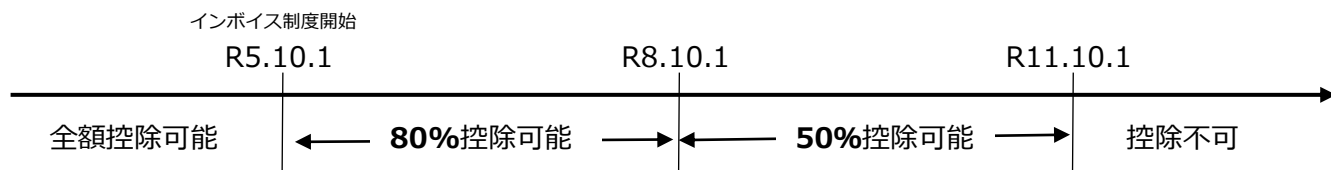
○小規模事業者に対する負担軽減措置（売手に対する経過措置）

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、**納税額が売上税額の2割に軽減**されます。（令和8年9月末まで）

※個人事業者の方については、令和5年10～12月の申告から令和8年分までの申告が対象です。

○免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置（買手に対する経過措置）

インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて、**仕入税額相当額の一定割合の控除が可能**です。



＜制度に関するご案内＞

○国税庁 インボイス制度特設サイト



登録手続き
の詳細は
こちら

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○国税庁 インボイスコールセンター

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※個別のご相談は、所轄の税務署へお願いします。（要事前予約）



財務省HP



公正取引委員会HP

○財務省HP インボイス制度の改正案について（支援措置のご案内）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

○公正取引委員会HP インボイスQ&A、相談事例、注意事例、相談窓口のご案内

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>



農林水産省HP

○農林水産省HP 消費税のインボイス制度